

防火優良認定証のデザイン変更について

「消防法施行規則の一部を改正する省令」(平成18年9月29日総務省令第116号)により、平成18年10月1日から防火優良認定証のデザインが変更されました。防火優良認定証は、消防機関の特例認定を受けた防火対象物において表示できるものであり、利用者等への安心・安全情報の提供を趣旨とするものです。以前の防火優良認定証はデザインのわかりづらく社会的認知度の向上が求められていたことから、消防の安心・安全マークとして、広く国民に認知されている消防章を基調としたデザインに見直しが行われました。

なお、平成18年10月1日において既に表示されている旧規則別表第1の2による防火優良認定証は、法第8条の2の3第4項第1号の規定により認定の効力が失われる日(原則として当該認定を受けてから3年後)までの間、引き続き使用することができます。



【表示期間】

表示期間	～平成15年 9月30日	平成15年10月1日 ～平成18年9月30日	平成18年10月1日 ～平成21年9月30日	平成21年 10月1日～
防火対象物定期点検報告制度 	「適マーク」	「暫定適マーク」 継続表示期間(3年間)	表示できません 消防法に基づく点検により「防火基準点検済証」を表示できます。 消防法に基づく消防機関の認定により 「防火優良認定証」を表示できます。 継続表示期間(3年間)	消防法に基づく消防機関の認定により 「防火優良認定証」を表示できます。
上記以外の旅館ホテル等で 収容人員30人以上かつ 階数が3以上のもの 	「適マーク」	「暫定適マーク」 継続表示期間(3年間)	表示できません 「防火自主点検済証」を表示できます。	

(注) 旅館ホテル等以外の用途は、暫定適マークが表示できません。防火対象物定期点検報告制度による「防火基準点検済証」又は「防火優良認定証」の表示となります。